

国民健康保険の届出をお忘れなく

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎ 6 3 - 5 1 1 2 または各支所・行政サービスセンター

春は進学や就職、退職などで異動が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要ですので、異動があったときは14日以内に届出をしてください。

| こんなとき | | 届出に必要なもの |
|-----------|----------------------|---|
| 国保に加入するとき | 他の市町村から転入してきたとき | 他の市町村の転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 職場の健康保険をやめたことを証明するもの ※65歳未満で老齢厚生年金や退職共済年金を受給している方は年金証書 |
| | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 被扶養者でなくなったことを証明するもの ※65歳未満で老齢厚生年金や退職共済年金を受給している方は年金証書 |
| | 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書 |
| 国保をやめるとき | 他の市町村に転出するとき | 国保の保険証 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | 国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの） |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| | 国保の被保険者が死亡したとき | 国保の保険証 |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 国保の保険証、保護開始決定通知書 |
| その他 | 市内で住所が変わったとき | 国保の保険証 |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | |
| | 世帯分離・合併したとき | |
| | 修学のため、佐渡市から転出するとき | 在学証明書または学生証 |

◆国保に加入する前に

退職により職場の健康保険をやめる場合、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国保の保険税額は前年の所得を基に算定されるため、所得によっては、退職後すぐに国保に加入すると国保税が高額になる場合があります。任意継続にした場合の掛金と国保に加入した場合の国保税の見込額を比較し、どちらに加入するかを選択することができます。

任意継続制度の加入要件や掛金などについては、職場の健康保険担当者にご確認ください。

国保の保険税額については、加入される方全員の前年の確定した所得額がわかるもの（給与や年金の源泉徴収票、確定申告書の写しなど）をお持ちいただければ、市役所で試算できます。ただし、試算結果は、実際の決定税額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。

◆60歳以上65歳未満の方が国保に加入する場合

長年勤めていた会社などを退職して、国民健康保険に加入する方で、厚生年金や各種共済年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。退職者医療制度では、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が医療費の財源となっています。

退職者医療制度の対象となっているのに届出をしないと、本来は健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保の負担になってしまいます。

国保の適正運用のためにも、必ず担当窓口で届出をお願いします。

届出に必要なもの 年金証書（加入期間と受給権取得年月が確認できるもの）